

浄化槽協議会※

県民委員を募集します！

※詳細は裏面をご覧ください。



募集期間

令和7年5月20日～6月3日

◇**募集人数** 若干名

◇**任期** 2年

◇**応募資格** 鳥取県内に住所を有する方で、次のすべての要件を満たすこと。

①自宅で浄化槽を使用しており、浄化槽施策について積極的に発言できること。

②満18歳以上であること。(6月3日時点)

③協議会に出席できること。(原則平日開催)

④鳥取県暴力団排除条例(平成23年鳥取県条例第3号)に規定する暴力団員等でないこと。

⑤国会議員、県議会議員、市町村長、市町村議会議員及び県職員でないこと。

◇**選考方法** 書類審査
(別途面接を行う場合あり)

◇**選考結果の通知** 応募者全員(電子メール)

◇**その他**

・応募書類は返却しません。

・提出書類は県民委員の決定のみに使用します。

◇応募方法

①応募書類の作成

ア 応募用紙に必要事項を記入してください。

イ 応募動機、浄化槽やその施策に対する考え、協議会で活かしたい知見などを任意様式で作成し、提出してください。(400字程度)

②提出

郵送、ファクシミリ、メールまたは直接持参(いずれも募集期間内必着)

鳥取県浄化槽整備及び適正管理推進協議会

Q.協議会って？

浄化槽を含む生活排水処理施設の適正な処理促進を図るため、浄化槽の整備及び適正な維持管理に関し、必要な助言を行うことを目的に浄化槽法第54条に基づく協議会として、令和3年度に設立しました。



◇**任期** 任命の日から2年間

◇**委員会の構成**

有識者、関係団体、指定検査機関、公募、行政（約25名）

◇**委員会の開催**

①開催回数 年3回程度

②開催の時間 2時間程度（議題により多少前後します）

③開催方法 オンラインまたは対面

オンライン：お近くの市役所又は町役場で行政担当者と一緒に参加していただきます。

対面：主に倉吉市内での開催を予定しています。

④開催予定 令和7年6月頃、
令和7年10月頃及び
令和7年2月～3月頃
（令和7年度以降も同じ時期に開催予定）

◇**委員報酬** ご出席いただいた際は、県の規定に基づき報酬、交通費を支給します。

◇提出先・問合せ先

〒680-8570

鳥取県生活環境部

自然共生社会局水環境保全課

電話：0857-26-7401

ファクシミリ：0857-26-7561

E-mail：

mizukankyouhozen@pref.tottori.lg.jp